

福島学院大学における公的研究費の不正防止計画

不正の発生する要因	不正防止計画
1 機関内の責任体系の明確化	
・補助金は研究代表者に配分されているという認識のため、組織としての責任体系が曖昧である。	・責任体系を明確にするため、研修会等を通じて説明し、誓約書を徴収する。また規程で責任体系を定めている。
2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
・人事異動により後任者への引継ぎが不十分で、後任者に責任体系に関する十分な認識がない。	・業務マニュアルを整備して、十分な引継を行うよう心がける。
・使用ルールが研究者に理解されていない。また、使用ルールが研究者に理解されていても、柔軟な運用を求めて守ろうとしない。	・公的研究費の使用前に説明会の受講を義務づけ、ルールを遵守する意識を高める。
・時間の経過により、責任意識が低下する。	・研修会を定期的に行い、責任意識を醸成する。
3 研究費の適正な運営管理	
・予算の執行状況が確認できない	・予算執行状況を日頃から支出伺いに添付し管理者間で管理しているので、執行状況が特に遅れている場合は必要に応じて研究者及び注意喚起を行う。
・何らかの理由により研究者が物品の発注を行う場合、業者との不正な取引が生じるおそれがある。	・少額以外の発注作業事務職員による検収作業を徹底し、物品について検収(納品確認)を行う。
・物品購入の申請に虚偽がある場合、発覚できない。	・原則、領収書を支出伺書に添付している。購入物品については、事務職員が抜き打ちで保管状況確認を行う。
・アルバイト代の支払いの不正	・受領書や勤務管理表作成などで把握。
・予算の執行が年度末に集中する	・企画室にて執行状況を確認しており、年度末になる前に執行状況半分未満の教員に声掛けする。
4 情報交換・共有化	
・不正を知っても通報をしない	・通報者の保護を規程で定めていることを周知する。
・納品書・領収書等の記載内容が不十分(日付や物品名・社名等が不明瞭なものなど)なものは、業者との不正な取引のおそれがある。	・日付のないものや、物品名・社名の不明瞭な納品書・領収書等については、再発行を求めるなど、そのままでは受理できないことを徹底する。
5 旅費の執行に関する問題	
・目的との整合性や、他の業務との重複が確認できない。	・出張内容に関しては、出張計画書の提出を求め、他の業務との日程区分の明確化を徹底するよう、周知する。
・カラ出張、旅費の水増し、架空請求のおそれがある。	・出張報告書はもとより、領収書、航空券の半券(使用時)などの関連必要資料を提出させている。
6 不正に対する取り組み	
・不正防止策、防止計画および実施状況、監査体制が充分ではない。	・ガイドラインや各種ルールを基に、企画室長と総務部長により、各意見を吸い上げて改善することが規程に明示されている。

7 不正行為に対する取り組み	
<p>・二重投稿がどのような行為か認識不足</p>	<p>例示すると下記のようなものである。</p> <p>①ほぼ同一の内容の原稿を複数の刊行物へ投稿した場合</p> <p>②国内雑誌に日本語で発表し、それを英語に翻訳し同一内容のものを発表するもの。(ただし、「翻訳転載」など記入すれば可能な雑誌などもあるので各発表雑誌の要項に注意すること)</p> <p>③本来は一つであるべき論文を小さく分割しての継時的に投稿した場合(いわゆるサラミ出版)</p> <p>疑義が発生の場合は不正行為調査委員会で調査される対象となる。詳しい参考事例は毎年研修にて説明する。</p>
<p>・オーサーシップの不正がどのようなものか認識不足</p>	<p>例示すると下記のようなものである。</p> <p>①研究に関っていない、著者としての資格を有しない者を著者に加えた場合(ギフトオーサーシップ)</p> <p>②著者としての資格があるにもかかわらず、著者に加えない場合(ゴーストオーサーシップ)</p> <p>オーサーシップにおいては、様々な機関の定義があり、普遍的な定義というものはない。しかし日本学術振興会では参考として、日本医学会医学雑誌編集ガイドラインの下記文章を載せている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の構想もしくはデザインについて、または研究データの入手、分析、もしくは解釈について実質的な貢献をする。 ・原稿の起草または重要な知的内容に関わる批判的な推敲に関与する。 ・出版原稿の最終承認をする。 ・研究のいかなる部分についても、正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され、解決されるようにし、研究のすべての側面について説明責任があることに同意する。 <p>と、これらに基づいたオーサーシップを心掛けるよう求めている。反する行為の疑義が発生の場合は、不正行為調査委員会で調査される対象となる。詳しい参考事例は毎年研修にて説明する。</p>
<p>・利益相反がどのような行為か認識不足</p>	<p>利益相反に認定されうるケースは多岐様々あり、下記に具体例を示す。</p> <p>①A教授は、B社で技術指導を目的とした有償の兼業を行っている。B社の依頼に応じ、毎週水曜日の午後に兼業をすることにして、大学から兼業許可を受けていたが、次第に兼業の曜日を変更することがしばしば起こるようになった。その際、A教授は、兼業を優先させ、講義の休講、教授会や委員会を欠席するようになった。</p> <p>②A教授は大学での実験研究成果を基に、自身の経営する企業において利用し特許申請を行い、企業利益を得た。</p> <p>疑義が発生の場合は不正行為調査委員会で調査される対象となる。詳しい参考事例は毎年研修にて説明する。</p>
8 研究資料保管に対する取り組み	
<p>・研究資料の保管が充分ではない</p>	<p>資料保管の年限等を規程に定めており、研究活動で不正の疑義が生じた際にデータ開示が義務付けられている。</p>